

サステナビリティ情報保証部会の設置、承認

企業会計審議会総会

去る4月24日、金融庁は、企業会計審議会（会長：徳賀芳弘・京都先端科学大学副学長）総会を開催した。

サステナビリティ情報の開示・保証に関して、1月8日に公表された金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告において、企業や保証業務実施者にとって十分な準備期間を確保することにも留意しつつ、国際基準（ISSA 5000、ISQMI、IESA）と整合性が確保された基準とすべきことなどを踏まえながら、保証業務実施者が準拠すべき基準のあり方については企業会計審議会において審議し、結論を出すことが適当であるとされた。

新たに設置することを提案した。また、サステナビリティ情報保証部会で審議するにあたり、次のような論点を示した。

- ・わが国の実情を踏まえて、必要に応じて国際基準を修正して運用できるしくみとする必要はあるか。
- ・2028年3月期から時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業に保証が義務づけら

れることを踏まえ、2027年3月を目指して基準等を利用可能とする必要があるか。

委員からは、「監査法人以外の事業者も保証業務実施者の登録が可能となるため、登録要件の明確化や登録後のモニタリング、是正措置等を実質的に機能させることが重要」との意見が聞かれたが、総じて事務局の提案に異論は聞かれなかった。そのうえで、サステナビリティ情報保証部会の設置が承認され、会長から阪智香（関西学院大学商学部教授）委員が部会長に指名された。

監査

継続企業等に関する監査基準の改訂の方向性、検討

企業会計審議会監査部会

去る4月24日、金融庁は、企業会計審議会監査部会（部会長：堀江正之・日本大学商学部特任教授）を開催した。

財務諸表の承認日に変更され、財務諸表の承認日から1年間の評価が求められる。また、「継続企業の前提」に関する重要な不確実性が認められない場合であっても、監査報告書において経営者評価の検討結果を記載することが求められている。

主な審議事項は次のとおり。
改訂ISA 570（継続企業）を踏まえた対応

ISA（国際監査基準）570（2024年12月改訂）では、「継続企業の前提」に関する評価期間の起算日が「決算日」から「財

これを受け、事務局は「国際的な動向を踏まえ、サステナビリティ情報の第三者保証について、国際基準と整合性が確保された基準のあり方について必要な審議・検討を行う」ため、サステナビリティ情報保証部会を

（2024年12月改訂）では、「継続企業の前提」に関する評価期間の起算日が「決算日」から「財

これらを踏まえて、事務局は現行の監査基準改訂の方向性について、次の案を示した。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
6月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和8年5月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
6月30日(火)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和8年4月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和8年3月期) 2カ月延長法人(令和8年2月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(4月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(4月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、7月、10月期) ⑧ 個人の財産債務調書・国外財産調書の提出(令和7年12月31日現在)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

・「継続企業の前提」に係る評価期間の起算日を決算日から財務諸表の承認日に見直す。その際、現在開発中の会計基準との整合性等を踏まえる。
 ・「継続企業の前提」に係る監査報告書の記載内容を充実化する。

委員からは、賛意が聞かれた。また、「評価期間の起算日の見直しにより、実務への影響はあるのか」との質問に、事務局から「影響は限定的」との回答があった。

改訂ISA 240（不正）を踏まえた対応

ISA 240（2025年3月改訂）

会計

改正法人税等会計基準は原則

2028年4月開始年度から適用へ

ASBJ「税効果会計専門」委

去る5月11日、企業会計基準委員会が第101回税効果会計専門委員会を開催した。

前回（2026年5月1日号（No.1775）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案94号「法人税等に関する会計基準（案）」について検討された。

訂）では、監査において識別された不正または不正の疑いへの対応に関する規定の新設、不正に関するKAMの要求事項が追加されている。一方、現行の監査基準は一定の場合にはより慎重な手続が求められていることや、不正に関するKAMを記載することが可能なことから、事務局はISA 240の改訂を踏まえた監査基準・不正リスク対応基準の改訂は行わないことを提案した。

委員からは、賛意が聞かれた。

*

次回以降、監査基準の改訂案を示す予定。

主な審議内容は次のとおり。

コメント対応

(1) 課税対象利益を基礎とする税金に該当するかの判断方法

前回、課税対象利益を基礎とする税金に該当するかの判断方法や計算単位を明確にすべきとのコメントに関して「当該判断は、納付予定の額または還付が

管理部門必修
リスク管理講座

サラリーマンの限界

危機管理システム研究会理事 博士政策研究 樋口 晴彦

今回から本コラムを担当する危機管理システム研究会の樋口です。これまで警察庁や内閣安全保障室などでさまざまな危機管理事案に対処するとともに、警察大学校では組織不祥事の研究に努めてまいりました。本コラムでは、

昨今頻発する企業不祥事などを題材に危機管理やリスク管理についてお話ししていきます。どうぞよろしくお願いたします。

近年、「3つのティーフスライン」(以下、「3ライン」という言葉)を聞く機会がずいぶん増えました。もともとは、COSO(ト

レッドワイヤ委員会支援組織委員会)が作成した「内部統制の統合的フレームワーク」で示された考え方です。企業の諸部門を「第1線」業務執行、「第2線」リスク管理(財務・法務・コンプライアンス等)、「第3線」内部監査の3つに分類し、それぞれが不正に対する「ティーフスライン」として主体的・重層的に機能することで、内部統制の健全性を維持していくというものです。

この考え方は自分ももちろん正しいのですが、「わが社は3ラインを敷いているから大丈夫」と胸を張る企業を見かけると少し気になります。制度が存在しているか

らといっても、それが実際に機能しているとは限りません。実際の企業不祥事を眺めてみると、現業部門を監視する立場の第2線や第3線までもが機能不全に陥っているケースばかりです。

たとえば、不審情報や内部通報が入つてもおざりな調査で済ませて放置する、社外役員には何も知らせない、ひどい時には不正隠蔽の手伝いまでもする等々。たとえば、最近のニデック事件では、

車載事業を中心に巨額の不良資産が積み上がっていることを財務部門や内部監査部門も把握していましたが、経営者の意向に合わせ減損の先送りを続けていたようです。

残念なことですが、サラリーマンである限り、その所属や役職が何であろうとも、社内のプレッシャーに流されてしまいがちです。もしも流れに逆らえば、周囲から白眼視され、窓際ポストに飛ばされ、収入が激減するかもしれませ

ん。それでも正しいことを貫ける人物は減多にないのです。形式上は3ラインでも、サラリーマンの保身という事情で一気に無力化してしまうという点で、その実態は1ラインと変わりませぬ。米国のように労働市場が発達

していれば、「いざとなれば辞表をたたきつけて転職してやる」という選択肢もあるでしょう。しかし日本がそのレベルにたどり着くには、まだ少し時間がかかりそうです。それではどうすればよいのでしょうか。筆者は、ガバナンスに

より第2線や第3線の心理的安全性を確保することがポイントだと考えています。わかりやすく言えば、会社がおかしな方向に逸れ始めた時に、社外役員が彼らと一緒に戦ってくれるかどうかです。

そのためには、見識のある社外役員を普段から選任しておかないといけません。何かあつてからでは遅いのです。ちなみにニデックでは、社外取締役の人数は多いものの、彼らの経歴をみる限りでは、

永守氏の方針に異を唱えることは難しかったように思います。「悪魔は細部に宿る」といいます。3ラインの構築や社外役員

の比率増はたしかに重要ですが、外形面だけで評価するのは危険です。社外役員にどのような人物が選任されているか、財務部門や内部監査部門がその人選に口を挟めるか、社外役員と第2線や第3線が日常的に情報交換する

見込まれる額を算定する一連の算定過程ごとに行う旨を結論の背景に記載する」との事務局案が示された。これに対して、専門委員から「一連の算定過程ごとに行う」の表現が何を指すかわかりづらい」との意見が聞かれていた。

これを受けて、今回、事務局は「税金が課される対象ごとに判断することになる」とコメント対応案の表現を修正した。

専門委員から「税金が課される対象ごと」とは、課税標準で判断するのか。それとも、判断方法を別途補足文書で明確にするのか」と質問があった。

事務局は「判断基準に『課税標準』という言葉を入れると税法的な意味合いが強まると考えている。補足文書への追加も現時点では予定していないが、再検討する」と回答した。

(2) 判断基準のみでは補えない論点の例示

前記(1)について、今回新たに、専門委員から「同族会社の留保金に係る追加課税など、提示された判断基準だけでは課税利益の対象かわからない論点がある。コメント対応にて明確に例示してほしい」との意見が聞かれた。

事務局から「同族会社の留保金に係る追加課税についてはコメント対応にて回答する」との回答があった。

会計基準の適用時期

住民税(均等割)の取扱い変更の経過措置などを加味し、適用時期を2028年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からとし、2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から改正基準の早期適用を可能とする事務局案を示した。

専門委員から、異論は聞かれなかった。

会計

SHK制度に係る実務対応基準案のコメント対応、検討—SSBJ

去る4月23日・5月12日、SSBJは第67回・68回サステナビリティ基準委員会を開催した。

SSBJが1月22日に公表したサステナビリティ開示実務対応基準公開草案1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示(案)」（以下、「本公開草案」という）に寄せられたコメント対応の方向性について検討された。

温室効果ガス(GHG)排出のスコープごとの選択適用
「本公開草案の定めをGHG排出のスコープごとに選択して適用することが認められるのか」とのコメントに対して、事務局は、スコープ1GHG排出

およびスコープ2GHG排出のいずれかまたは両方に適用することができるとしたうえで、次の提案を示した。

- ・本公開草案の定めをスコープ1GHG排出およびスコープ2GHG排出のいずれかまたは両方に適用することができるとを明確にする。

- ・本公開草案の定めをスコープ1GHG排出またはスコープ2GHG排出のいずれかに適用する場合、開示される情報を不明瞭にしてはならない旨の記載を追加する。

SHK制度以外のGHG排出報告制度への適用

「SHK制度以外のGHG排出報告制度に本公開草案の提案

を適用し、当該報告制度が『気候基準』49項ただし書きにおける『GHGプロトコル(2004年)』とは異なる方法に該当するか否かの判断が必要となるのか不明確である」とのコメントが寄せられた。

これに対し、事務局は、気候基準49項ただし書きに従い、温対法におけるSHK制度以外の報告制度を用いて、気候基準に従った測定および開示を行うことができると判断する必要がある

が、本公開草案では、SHK制度以外のGHG排出報告制度については、個別に判断する必要がある旨が不明確であるため、この点について明確化することを提案した。

SHK制度の定める方法により測定し報告するGHG排出を用いる場合の取扱い
「SHK制度の定める方法の測定範囲となっていないGHG

排出の取扱いや送配電ロスに係るGHG排出の取扱いに関して、SHK制度の定める方法と『GHGプロトコル(2004年)』の間で、追加の調整をすべきかどうかについての取扱いが明確ではない」とのコメントに対し、事務局は次の提案を示した。

- ・法域の当局または企業が上場する取引所が要求する方法を用いてGHG排出に関する開示を行う場合の判断の明確化。
- ・SHK制度の定める方法が気候基準の定めるGHG排出に関する開示のうち、スコープ1GHG排出およびスコープ2GHG排出に相当すると判断している理由の明確化。また、追加の調整(期間調整を除く)が不要である旨も明確化する。

* 委員からは、いずれも異論は聞かれなかった。

国際会計

資本に分類される優先株式の現物配当に関するASU、公表—FASB

去る4月23日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2026-01「資本(トピック505) — 資本に分類される優先株式の現物配当の当初の測定」を公表した。

このASUは、資本に分類される優先株式の現物 (paid-in-kind) 配当 (優先株式の発行体による、最初の優先株式と同一の条件での追加の優先株式の優先株式保有者への交付による配当、または優先株式契約に従った当初の優先株式の価値の増加による配当) の当初の測定について、規定している。この当初の測定について、GAAPでは規定されていなかった。

改正内容

本ASUは、資本に分類される優先株式に関する現物配当について、優先株式契約に定められた現物配当率に基づいて当初の測定を行うことを求めている。たとえば、優先株式契約において、現物配当が「現物配当率×発行済優先株式の清算価値 (liquidation value)」により算定されると定められている場合、企業は現物配当をその金額で当初に認識することになる。

優先株式の清算価値は、通常、優先株式契約で清算事象が発生した場合の優先株式の価値と定義されている。優先株式がディスカウントやプレミアムなしに発行された場合、当初の清算価値は、通常、最初の優先株式の発行価値と同額になる。

適用関係

本ASUは、2026年12月16日以降に開始する年度から適用される。

適用日現在で発行済優先株式について、「将来に向かって適用する方法」と「適用年度の期首の利益剰余金に累積的影響額を反映する方法」のいずれかにより適用され、早期適用は認められる。

国際会計

四半期報告書開示の任意化に関する改正案、公表—SEC

去る5月5日、米国証券取引委員会 (SEC) は、上場企業に四半期報告書の代わりに半期報告書を提出する選択肢を与える規則および関連する半期報告書の様式の改正案を公表した。

改正案の内容

公開企業は、証券取引所法 (Exchange Act) 13条(a)または15条(d)により、現在は、様式10—Qでの四半期ごとの四半期報告書の提出が強制されている。

改正案では、公開企業は、様式10—Qでの四半期報告書ではなく、新しい様式10—Sでの半期報告書の提出を選択できるようになる。その結果、半期報告書を提出する企業は、3回の四半期報告書と1回の年次報告書の代わりに、各会計年度に1回の半期報告書と1回の年次報告書を提出することになる。

意見の募集のため、改正案は連邦官報に掲載され、コメント期間は連邦官報掲載後60日間である。

コメント期間

改正案では、会社の規模等により、様式10—Sの提出期限が、半期期間終了後40日または45日とされている。

この点での規制上の柔軟性が高まる」と声明で述べている。

経理用語の豆知識

研究開発費の会計処理



研究開発費における研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査および探求をいう。開発とは、新しい製品・サービス・生産方法についての計画もしくは設計または既存の製品等を著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう。

研究開発費には、人件費、原材料費、固定資産の減価償却費および間接費の配賦額等、研究開発のために費消されたすべての原価が含まれる。また、特定の研究開発目的にのみ使用され、他の目的に使用できない機械装置や特許権等を取得した場合の原価は、取得時の研究開発費とする。

研究開発費はすべて発生時に費用として処理しなければならない。したがって、たとえば外部に研究開発を委託した場合は、研究開発の内容について検収を行い、利用可能になった時点で費用として処理すべきであり、契約金等は前渡金として処理しなければならない。

金融

基調物価判断で分かれる日銀の政策姿勢

5月7日に公表された3月18、19日の日銀金融政策決定会合の

以降」とする記述を主張した。

議事要旨では、田村委員が対外公表文の「物価の見通し」に関する記述に反対していたことが明らかにされた。多数意見が基調的な物価上昇率について「見通し期間後半」に2%の物価安定目標とおおむね整合的な水準で推移するのに対し、田村委員は「2026年度入り後、今回の反対は表現上の修正要求ではなく、基調的な物価上

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年4月28日	有価証券報告書レビュー及び大量保有報告書等のレビュー(令和8年度)	金融庁	令和8年度の有報レビューの実施について、法令改正等関係審査事項として、重要な契約等の開示に関する開示府令の改正、人的資本開示に関する開示府令の改正が挙げられ、重点テーマとして人的資本に関する開示が挙げられている。また、大量保有報告書等のレビューとして、令和6年金融商品取引法等改正における大量保有報告制度の改正が本年5月1日より施行されることを踏まえ、大量保有報告書および変更報告書を対象に本改正に係る記載を重点的に審査する旨が示されている。 https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260327.html
2026年5月1日	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件(案)」および「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件(案)」	金融庁	ASBJが2026年1月9日に公表した企業会計基準41号「後発事象に関する会計基準」および企業会計基準42号「『中間連結財務諸表等の作成基準』の一部改正(その2)」を、財務諸表等規則および連結財務諸表規則に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とするもの。コメント期限は6月1日。 https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260501/20260501.html
2026年5月12日	「事業報告等と有価証券報告書の一体開示・一体的開示FAQ(制度編)」(2026年5月更新版)	経済産業省	2021年の本FAQ取りまとめ以降、会社法・金融商品取引法等において関連する条項の改正が行われるとともに、株主総会前に有価証券報告書を提出する企業が増加傾向にあり、一体開示に向けて株主総会の基準日を変更した旨を適時開示する会社も見受けられていることから、これらの状況等を勘案したうえで、本FAQを改訂したもの。 https://www.meti.go.jp/press/2026/05/20260512001/20260512001.html

証券

日経平均株価、6万円突破の後

昇率の到達時期をめぐる政策判断の違いを示すものだった。ただ、これは単に田村委員が多数派よりタカ派的だったというだけでは説明しきれない。むしろ重要なのは、日銀内部で2%目標との整合性をいつ認めるかという時間軸が、政策金利の据置き継続を左右する論点になっている点だ。多数意見のように「見通し期間後半」とみれば、追加利上げにはなおお資金、物価、海外経済の確認時間が必要となる。一方で、2026年度入り後以降には2%目標とおおむね整合的になると判断すれば、0.75%への利上げを含む金融緩和度合いの調整は、より早い時期から選択肢に入りやすい。

もちろん、基調的な物価上昇率は単月の消費者物価指数だけで判断できるものではなく、輸入物価や政府対策の影響を除いた見極めも必要となる。しかし、物価目標の達成時期をめぐる見方が委員間で分かれている以上、日銀の政策運営では、利上げの有無だけでなく、展望レポートや対外公表文の物価見通しの表現変更が、市場にとって重要な手がかりになる可能性がある。

日本株式市場は5月初旬、他市場にはない連休中に海外市場で異変が起きることを警戒して、休み前にいったん株を売る投資家が多く、株価は下がる傾向があるといわれてきた。

ところが、今年は日経平均株価が上昇して連休に入った。また、連休中、現在の焦点・イラン情勢に大きな進展はなく米国の株は小さな上下変動はあったものの基本的に堅調に推移した。これを受けて連休明けの日経平均株価は一気に3,000円を上回る上昇となり、6万2,000円台に突入、市場最高値を更新した。何事かと叫びたくなる展開であったが、株価上昇をリードしたのはこれまでと同じくAI・半導体関連企業であった。

3月1日の米・イスラエルのイラン攻撃開始とともに世界の株価は同時下落に見舞われた。その後、戦闘の状況、特に原油・エネルギー情勢への影響をにらみながら株価は下落気味で推移したが、3月下旬に底入れし、4月はイラン情勢にかかわらずなく世界的な株価上昇の月となった。主要国の株価はすべて

月間上昇率がプラスで、原油・エネルギー事情の悪化懸念をAI・半導体への期待が吹き飛ばした感がある。特に半導体の大企業を有する韓国市場では韓国総合株価指数の4月の月間上昇率が30%超と世界最高を記録した。

今や世界の株式市場・株価の運命は、AI・半導体産業に握られている。各国のAI・半導体関連株は投資尺度からみると、高水準に達しており、投資家が警戒感を抱いて当然の水準になっている。しかし、世界的に投資家のAI・半導体産業への投資意欲が極めて強く、日米では個人投資家がこの分野に関心を高めてきたという。

現在、AI・半導体産業では世界的な設備投資ブームになっている。設備投資はそれに見合う需要が出てこなければ、悲惨な結果を招く。

また、イラン情勢の行方、景気や企業収益の動向など引き続く警戒姿勢を緩めるわけにはいかない。日経平均株価6万円の後、慎重な投資姿勢が望まれる。